**注記（一般会計財務諸表）**

**１．偶発債務**

（１）債務保証または損失補償に係る債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定なもの

主なもの



（２）係争中の訴訟で損害賠償請求等を受けているものの中で重要なもの

| 項目 | 訴訟内容 |
| --- | --- |
| 損害賠償請求事件 | ①　原告は、刑事裁判で有罪判決を受けましたが、上告審で破棄差し戻しされ無罪判決が言い渡された者です。原告は無罪判決を受けるまでの間、不当に長期間勾留されたことにより精神的苦痛を被った等として、令和２年９月２日に大阪府ほか１名に対して、連帯して総額１億２,３９９万６,７３３円の支払いを求め提訴したものです。 |

**２．追加情報**

（１）固定資産の減損の状況



（２）利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

主なもの



（３）繰越事業に係る将来の支出予定額

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 金額 |
| 繰越明許費 | 百万円75,258 |
| 事故繰越 | 410 |

　　主なもの

 繰越明許費：地域医療介護総合確保基金事業費8,504百万円、

子ども食料支援事業費7,490百万円

　　　 事故繰越：大阪圏鉄道網整備費 333百万円

（４）一時借入金の実績額等

|  |  |
| --- | --- |
| 月別 | 借入現在高 |
| 令和4年令和5年 | ４月末現在５月末現在６月末現在７月末現在８月末現在９月末現在10月末現在11月末現在12月末現在１月末現在２月末現在３月末現在 | 百万円000000000000 |

（５）その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

○　大阪府の新公会計制度における地方債残高については、毎年度の元金償還相当額を公債管理特別会計に移し替えて表示するなど、各会計別の実残高とは異なっています。なお、本会計の実残高は5,401,383百万円です。詳しくは、公債管理特別会計の注記「地方債残高及び減債基金の表示」をご覧ください。

○　財政運営基本条例第20条の規定に基づき、3年度決算剰余金について、その1/2を減債基金に、残余を財政調整基金に編入しています。

○　特別収支の部には、大阪市立の高等学校等の移管（令和4年4月1日付）に伴う資産受入による特別収入（124,046百万円（注））を計上しています。

（注）大阪市から移管を受けた学校に係る地方債についてはそれらを償還するまで引き続き大阪市の負債として計上されますが、当該地方債の元利償還金等相当額については、「大阪市立の高等学校等の移管に伴う市債に関する覚書」に基づき、毎年度、大阪府が負担することとなっています（元金相当額8,962百万円（地方交付税措置相当分を除く））。